

20歳になったら国民年金

国民年金の納付猶予・免除

国内に居住する20歳から60歳未満の全ての人は、国民年金に加入し保険料を納めることになります。

収入がなく保険料の支払いが困難な場合は、保険料納付を猶予する制度があります。

学生納付特例制度

学生で本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

●対象者 次のいずれかに在学する人

- ◇学校教育法に規定される大学（大学院）◇短期大学◇高等学校◇高等専門学校◇専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）◇一部の海外大学の日本分校

国民年金（基礎年金）の

三つの支え

- 一 老後を支えます。
- 二 病気やけがで障がいの状態になったときに支えます。
- 三 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます。

保険料納付猶予制度

20歳から50歳未満の人で、本人や世帯主の所得（6月までに申請する場合は前々年所得、7月以降の申請は前年所得）が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予されます。

※どちらの制度も、承認された期間中は老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。「追納制度」を利用し保険料を納めれば、将来受け取る年金を増額できます。

出産前後の国民年金保険料が免除になります

●対象者 平成31年2月1日以降に 出産した人

●免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間

※届け出は、出産予定日の6カ月前からできます。

※対象者は、さかのぼって申請することができません。届出用紙は、日本年金機構のホームページからダウンロードするか、年金事務所または市役所本館1階国民年金課で配布しています。

●問い合わせ先

◇国民年金課
☎(580)1848

◇南福岡年金事務所

☎(552)6112

◇日本年金機構ホームページ



まちの姿アンケートに協力してください

「未来をひらく にぎわいとやすらぎのコミュニティ都市」を都市将来像とした「第6次総合計画」（計画期間 令和元年度～10年度）に基づきまちづくりを進めています。

この計画に記載している各施策のうち、特に市民の皆さんに深くかわる項目については、「まちの姿アンケート」の結果で、達成度を評価しています。

市内在住の満16歳以上の人から無作為に抽出した1000人にアンケートを送りますので、期限までに回答をお願いします。

●回答期限 1月23日(月)

●問い合わせ先

経営戦略課総合戦略・市制50周年担当
☎(580)1805

住宅・土地統計調査（準備調査）に協力してください

令和5年10月1日を基準日として、住宅・土地統計調査を行います。

この調査は住宅・土地に関する基本的な調査で、国や都道府県、市町村が住生活基本計画やまちづくり施策などを立案するための大切な資料となります。

県が任命した指導員が事前準備として、居住の有無を把握するため調査対象地域を回ります。指導員が直接訪問し、居住の状況を質問する場合がありますので、協力をお願いします。

●調査対象 国が指定した地域内に居住する世帯

●調査時期 1月中旬以降

●問い合わせ先

総務管理課選挙・統計（総務事務センター）担当
☎(580)1989